

一般社団法人 日本船舶電装協会 専務理事 殿

国土交通省海事局長（公印省略）

海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

船舶におけるバラスト水の管理については、2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（以下、「バラスト水管理条約」といいます。）附属書 B-2 規則に基づき、バラスト水に関する作業を行ったときは水バラスト記録簿に記載することとされています。

令和5年7月のIMO第80回海洋環境保護委員会（MEPC 80）において、バラスト水管理条約付録 II の水バラスト記録簿の書式改正（決議 MEPC. 369(80)）が採択されました。また、令和6年5月20日付国土交通省令第60号により、これを担保するため海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則が改正されました。

今般、省令の改正に基づき、標記通達の一部を次のとおり改正することといたしましたので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

記

海洋汚染等防止法検査心得の一部を次のように改正する。

- I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令心得附属書[18]有害水バラスト汚染防止措置手引書の記載要領付録3中、
1. 水バラスト記録簿の様式を次のように改める。

水バラスト記録簿
BALLAST WATER RECORD BOOK

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約
INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE CONTROL AND
MANAGEMENT OF SHIPS' BALLAST WATER AND SEDIMENTS

船 名
Name of Ship _____

国際海事機関船舶識別記号
IMO number _____

船舶番号又は信号符字
Distinctive numbers or letters _____

総 ト ン 数
Gross tonnage _____

旗 国
Flag _____

水バラスト容積(立方メートル)
Total Ballast Water capacity (in cubic meters) _____

国際水バラスト管理証書番号
Number of the International Ballast Water Management Certificate _____

期 間 から まで
Period from _____ to _____

有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載されているバラストタンク（水バラストを搭載することが可能な多目的タンク、スペース又は区画を含む。）の配置図は、この水バラスト記録簿と一体をなすものである。

A diagram identifying the ballast tanks of the ships, corresponding to the ballast water management plan, including any multi-use tank, space or compartment designed to allow carriage of ballast water, is integral to and shall be a part of this ballast water record book.

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付及び当該作業の内容を表す番号を記入するとともに、必要な詳細事項を「作業の記録及び担当職員の署名」の欄に記入すること。
- 2 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。
- 3 概量、総保有量、総量等の体積の記載は、立方メートルによること。

記録すべき作業の内容及びその番号

符号	番号	作 業 の 内 容
(A)		水域からの水バラストの積込み（(E)に掲げるものを除く。）
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）
	.3	水バラストを積み込んだタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.4	積み込んだ水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
(B)	.6	水バラストの処理方法
		水域への水バラストの排出（(E)に掲げるものを除く。）
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）
	.3	水バラストを排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.4	排出した水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
(C)	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
	.6	水バラストの処理方法
		水バラストの交換又は 水バラストの内部循環処理若しくはタンク内処理
1		水バラストの交換
	.1	開始時刻及び位置（緯度及び経度）

	. 2	完了時刻及び位置（緯度及び経度）
	. 3	水バラストを交換した水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深（B-4規則2の水域（注1）で交換をした場合にあっては、当該水域の名称）
	. 4	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別及び交換の方式がシークエンシャル方式、フロースルー方式又はダイリューション方式のいずれであるかの別（注2）
	. 5	水バラストを交換したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	. 6	交換した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量
	. 7	積み込んだ水バラストの処理方法
	2	水バラストの内部循環処理又はタンク内処理
	. 1	開始時刻
	. 2	完了時刻
	. 3	水バラストの内部循環処理又はタンク内処理をしたタンクその他影響を受けたタンクの識別記号（供給元のタンクと供給先のタンクがある場合はそれぞれの識別記号）
	. 4	処理した水バラストの総量
	. 5	水バラストの処理方法
(D)		港湾施設若しくは受入施設からの水バラストの積み込み又は港湾施設若しくは受入施設への水バラストの処分
	. 1	開始時刻及び位置（施設の名称）
	. 2	完了時刻
	. 3	積み込み又は処分の別
	. 4	水バラストを積み込み、又は処分したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	. 5	積み込み、又は処分した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量
	. 6	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
	. 7	船上での水バラストの処理方法
(E)		事故その他の理由による水バラストの流入又は流出 その他例外的な積み込み又は排出
	. 1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）

	. 2	終了時刻
	. 3	流入、流出、積込み又は排出の別
	. 4	水バラストが流入し、若しくは流出し、又は水バラストを積み込み、若しくは排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	. 5	流入し、流出し、積み込み、又は排出した水バラストの総量
	. 6	流入、流出、積込み又は排出の状況及び理由並びに実施した処理方法その他必要な事項
(F)		有害水バラスト処理設備の故障又は動作不能に伴う作業 (注 3)
	. 1	発生時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	. 2	積込み又は排出の別
	. 3	警報の種類、故障又は動作不能の状況の概要その他の故障又は動作不能に係る事案の説明
	. 4	復旧時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
(G)		タンクの清掃若しくは洗浄又は堆積物の除去若しくは処分
	. 1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	. 2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	. 3	作業を行ったタンクの識別記号
	. 4	受入施設へ処分した場合にあっては、その総量及び施設の名称
	. 5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って洗浄水又は堆積物を水域へ排出した場合にあっては、その総量、当該水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深
(H)		追加的な作業手順

注 1 B-4 規則 2 の水域：海防法施行規則第 12 条の 14 の 3 第 2 項第 1 号ロに掲げる水域をいう。

注 2 シークエンシャル方式：海防法施行規則第 12 条の 14 の 3 第 2 項第 1 号の表第 1 号下欄イ（1）に規定する方式をいう。
 フロースルー方式：海防法施行規則第 12 条の 14 の 3 第 2 項第 1 号の表第 1 号下欄イ（2）に規定する方法のうち、流す方式をいう。
 ダイリューション方式：海防法施行規則第 12 条の 14 の 3 第 2 項第 1 号の表第 1 号下欄イ（2）に規定する方法のうち、落とす方式をいう。

注 3 「故障又は動作不能」には、正常に有害水バラストを処理できなくなっている可能性を示すような有害水バラスト処理設備の誤動作、停止又は警報を含む（定例的な情報及び警告を除く。）。

(適用日)

令和7年2月1日から適用する。